

簡易公募型に準じた競争入札方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成24年9月21日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

1. 業務概要

- (1) 業務名：那覇空港漁場環境調査業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容：本業務は、那覇空港（滑走路増設）事業による漁業権等の損失に伴う補償に必要な基礎資料の収集及び調査を行うものである。
 - ・漁業権、許可漁業、自由漁業の概要調査 1式
 - ・漁獲量（浜売りは除く）の調査 1式
 - ・事業が漁業に与える影響調査 1式
 - ・影響・漁場価値減少に係る補償対象区域図の作成 1式
 - ・漁業の将来性についての調査 1式
 - ・漁業補償事例の調査 1式
- (3) 履行期間：契約締結の翌日～平成25年1月9日
- (4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 主たる部分
本業務における「主たる部分」は用地調査等共通仕様書第3条の2第1項に示すとおりとする。
- (6) 再委託の禁止
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2. 指名されるために必要な要件

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から補償関係コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知」を、沖縄総合事務局から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。)ではないこと。
- (6) 沖縄総合事務局管内に本店(本社)、支店または営業所等を有し、かつ本業務に配置予定の主任担当者については常駐していること。
- (7) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項別表に掲げる営業補償・特殊補償部門の登録を受けていること。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得(平成24年4月2日付け府開管理第518号)(以下「競争契約入札心得」という。)第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、**入札**については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

下記に示される同種又は類似業務等について、平成14年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：漁業補償調査算定業務

類似業務：設定しない

実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務であり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

平成22年度から23年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

業務実施体制

・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

沖縄県内に本店（本社）、支店または営業所等があること。

(2) 配置予定技術者に対する要件

予定主任担当者

予定主任担当者については、下記の 、 、 及び に示す条件を満たす者であり、 の実績を有する者であることとする。

下記のア)又はイ)資格を有する者

ア) 補償業務管理士（営業補償・特殊補償部門）の資格を有する者。

イ) 上記ア)の部門（営業補償・特殊補償部門）について補償コンサルタント登録規程第3条第一イ又はロの実務経験を有する者。

平成14年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち1件以上の実績を有する者。

同種業務：漁業補償調査算定業務

類似業務：設定しない

実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務であり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

平成22年度から23年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。

予定照査技術者

予定照査技術者については、下記の 、 、 、 及び に示す条件を満たす者であり、 の実績を有する者であることとする。

下記のア)又はイ)資格を有する者。ただし、職務上従事した立場は照査技術者も含める。

ア) 補償業務管理士（営業補償・特殊補償部門）の資格を有する者。

イ) 上記ア)の部門（営業補償・特殊補償部門）について補償コンサルタント登録規程第3条第一イ又はロの実務経験を有する者。

平成14年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち1件以上の実績を有する者。

同種業務：漁業補償調査算定業務

類似業務：設定しない

実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務であり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

平成22年度から23年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点以上であるこ

と。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務及び地方整備局発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。

主任担当者以外の社内第三者とする。

2 - 4 . 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

3 . 落札者の決定方法

(1) 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後にコスト調査を行うものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以下、「低入札価格調査」という。）であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙によるものとする。

(3) 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退を含む）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(4) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 上記において、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 . 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号

内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

電話：098-867-3710 FAX：098-860-8453

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.(1)にて交付する。）

交付期間：平成24年9月21日（金）から平成24年10月30日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時15分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時点において、2.2-1.(2)に掲げる指名競争参加資格の認定を

受けている者とする。

ただし、認定を受けていない者も参加表明書を提出することが出来るが、開札の日において一般競争参加資格の認定をうけていなければならない。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成24年10月1日(月)17時15分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時15分(必着)

提出場所：紙入札方式による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法：イ)電子入札による場合

電子入札システムにより提出。ただし、3MBを超える場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。(必着とする)

ロ)発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。(必着とする)

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所品質管理課に持参すること。

入札日時：電子システムによる場合の締切りは平成24年10月30日(火)17時15分まで、持参する場合の締切は平成24年10月30日(火)17時15分まで。

開札日時：平成24年10月31日(水)10時00分

開札場所：沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出する資料及び入札を電子入札システムにより行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 参加表明書提出時に、歩掛表を提出すること。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Youichi Sakai, Director o

f the Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office.

- (2) Subject matter of the contract : Investigation
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 17:15 1 October 2012.
(by bringing:17:15 1 October 2012.)
- (4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 17:15 30 October 2012. (by bringing:17:15 30 October 2012.)
Bid Opening : 10:00 31 October 2012.
- (5) Contact point for tender documentation : Okinawa General Bureau, Naha ports and Airport Office, 2-6-11 Minatomachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0001 Japan, Tel 09 8-867-3710